

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【教育委員会中央図書館奉仕課】  
2
- 収納事務の委託【環境局総務政策部環境学習課】  
3
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】  
4
- 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】  
6
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】  
7
- 出納員及び区出納員の事務の委任【会計室】  
12

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【総務局情報政策部情報政策課】  
34
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（3件）【技術監理局契約部契約課】  
35
- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】  
50

### ◇ 雑 報

- 一般競争入札による地方独立行政法人北九州市立病院機構が保有する財産の売払い【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立八幡病院事務局管理課】  
51

北九州市告示第 192 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、図書館の資料の複写手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 4 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	住 所	
北九州市立八幡西図書館	株式会社黒崎コミュニティサービス	北九州市小倉北区米町二丁目 2 番 1 号	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第193号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、平成31年度北九州市環境教育副読本の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成31年4月1日から同年6月30日まで
タカミヤ・里山・エックス共同事業体 代表者 関 宣昭	北九州市八幡東区東田二丁目5番7号	平成31年4月1日から同年6月30日まで

北九州市告示第194号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40904 00591	デイサービス 笑和	北九州市小倉北 区泉台二丁目7 番19号	有限会社笑和	平成31 年4月1 日
40902 00249	認知症型通所 介護グループ ホーム大正館	北九州市若松区 花野路一丁目2 番5号	株式会社七施	平成31 年4月1 日

2 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40907 00792	小規模多機能 ホーム足水の 里	北九州市八幡西 区上上津役五丁 目8番1号	社会福祉法人 風の森	平成31 年4月1 日

3 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40907 00784	グループホー ムほたるのま ち	北九州市八幡西 区上上津役五丁 目8番1号	社会福祉法人 風の森	平成31 年4月1 日

4 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40907 00800	特別養護老人 ホーム愛敬苑	北九州市八幡西 区上上津役五丁 目8番1号	社会福祉法人 風の森	平成31 年4月1 日

5 地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40901 00498	デイサービス 泉	北九州市門司区 大里東一丁目6 番25号	合同会社るる ど	平成31 年4月1 日

40907 00776	だんらの家 市瀬	北九州市八幡西 区市瀬三丁目1 3番8号	株式会社いま さか	平成31 年4月1 日
40902 00231	デイサービス センターあじ さい	北九州市若松区 西畑町9番73 号	社会福祉法人 敬愛会	平成31 年4月1 日

北九州市告示第195号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40904 00435	ケアネット ライフスタイル	北九州市小倉北 区片野新町一丁 目1番34号	有限会社いわ さき	平成31 年3月3 1日

2 地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40733 01279	casa 日の里 デイサービス	福岡県宗像市日 の里九丁目2番 地9	株式会社 casa	平成30 年1月3 1日
40707 05340	愛明会ベスト 倶楽部	北九州市八幡西 区上上津役二丁 目20番22号	医療法人愛明 会	平成31 年3月3 1日
40707 03568	ミニデイサー ビスえがお	北九州市八幡西 区香月中央五丁 目3番8号	福岡県高齢者 福祉生活協同 組合	平成31 年3月3 1日

北九州市告示第 196 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 31 年 4 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで  
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び平成 31 年 5 月 1 日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	2 台	平成 31 年 3 月 5 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 西海岸自転車保管所
	2 台	平成 31 年 3 月 11 日	
	1 台	平成 31 年	

		3月12日	
	1台	平成31年 3月20日	
	1台	平成31年 3月26日	
J R 小倉駅周辺地区自転車 放置禁止区域	12台	平成31年 3月7日	北九州市小倉北区青 葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	11台	平成31年 3月15日	
	12台	平成31年 3月20日	
J R 西小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	11台	平成31年 3月26日	
小倉北区自転車放置禁止 区域外	8台	平成31年 3月1日	北九州市小倉南区下 城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	5台	平成31年 3月4日	
	2台	平成31年 3月5日	
	17台	平成31年 3月8日	
	1台	平成31年 3月11日	
	1台	平成31年 3月14日	
	1台	平成31年 3月20日	
	3台	平成31年 3月22日	
	1台	平成31年 3月25日	
	1台	平成31年 3月26日	

	1 台	平成 3 1 年 3 月 2 7 日	
J R 下曾根駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 台	平成 3 1 年 3 月 5 日	北九州市小倉南区八 重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
	1 台	平成 3 1 年 3 月 1 8 日	
	1 台	平成 3 1 年 3 月 2 6 日	
	5 台	平成 3 1 年 3 月 2 7 日	
小倉南区自転車放置禁止 区域外	7 台	平成 3 1 年 3 月 4 日	北九州市小倉南区下 城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 0 台	平成 3 1 年 3 月 5 日	
	1 5 台	平成 3 1 年 3 月 6 日	
	1 3 台	平成 3 1 年 3 月 7 日	
	2 台	平成 3 1 年 3 月 8 日	
	7 台	平成 3 1 年 3 月 1 1 日	
	1 3 台	平成 3 1 年 3 月 1 2 日	
	1 6 台	平成 3 1 年 3 月 1 3 日	
	1 4 台	平成 3 1 年 3 月 1 4 日	
	9 台	平成 3 1 年 3 月 1 5 日	
	1 2 台	平成 3 1 年 3 月 1 8 日	
	3 台	平成 3 1 年 3 月 1 9 日	

	23台	平成31年 3月22日	
	12台	平成31年 3月25日	
	3台	平成31年 3月29日	
J R 若松駅周辺地区自転車 放置禁止区域	1台	平成31年 3月6日	北九州市若松区響南 町8番
若松区自転車放置禁止区 域外	1台	平成31年 3月7日	小石自転車保管所
	1台	平成31年 3月25日	
八幡東区自転車放置禁止 区域外	3台	平成31年 3月8日	北九州市八幡西区築 地町10番 築地自転車保管所
	3台	平成31年 3月22日	
	2台	平成31年 3月26日	
J R 折尾駅周辺地区自転車 放置禁止区域	8台	平成31年 3月14日	北九州市八幡西区長 崎町2番
J R 陣原駅周辺地区自転車 放置禁止区域	5台	平成31年 3月8日	長崎町自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自転車 放置禁止区域	2台	平成31年 3月19日	北九州市八幡西区築 地町10番
八幡西区自転車放置禁止 外	6台	平成31年 3月14日	築地自転車保管所
	12台	平成31年 3月28日	
J R 九州工大前駅周辺地 区自転車放置禁止区域	8台	平成31年 3月12日	北九州市戸畑区三六 町13番
J R 戸畑駅周辺地区自転車 放置禁止区域	1台	平成31年 3月15日	三六自転車保管所

	1 台	平成 3 1 年 3 月 2 5 日
戸畑区自転車放置禁止区 域外	2 台	平成 3 1 年 3 月 5 日
	2 台	平成 3 1 年 3 月 1 5 日
	1 台	平成 3 1 年 3 月 1 9 日

北九州市告示第197号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる箇所に設置された出納員又は区出納員をして同表の中欄に掲げる箇所に設置された分任出納員又は区分任出納員にそれぞれ任命された日をもって同表の右欄に掲げる事務を委任させた。

出納員及び区出納員の事務の委任（平成30年北九州市告示第226号）及び出納員の事務の委任（平成30年北九州市告示第290号及び平成30年北九州市告示第446号）は、廃止する。

平成31年4月17日

北九州市長 北橋健治

1 本庁

会計室	企画管理係	出納員の命を受けて、会計室において取り扱う市税及び税外収入の収納
総務局総務部総務課	管理第一係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う公用車被害事故に係る損害賠償金の収納
財政局財務部財産活用推進課	指導調整係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う財産区の財産収入及び滞納処分に伴う収入の収納
財政局財務部財産活用推進課	活用推進係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う財産収入並びに市有財産の売却処分等に伴う入札保証金及び契約保証金の収納
財政局財務部財産活用推進課	管財係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う財産収入及び滞納処分に伴う収入の収納
財政局税務部課税課	軽自動車税係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う原動機付自転車等標識弁償金の収納
財政局債権管理室	指導調査係	出納員の命を受けて、当該室において取り扱う市税及び税外収入の収納
市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課	施設管理係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱うスポーツ施設における雑入の収納及び物品の出納保管
市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心都市整備課	都市啓発係	出納員の命を受けて、北九州市内において取り扱う北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成6年北九州市条例第11号）、

		北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例（平成20年北九州市条例第11号）、北九州市落書きの防止に関する条例（平成20年北九州市条例第12号）及び北九州市動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年北九州市条例第13号）に基づく過料の収納
市民文化スポーツ局文学館事務局	庶務係	出納員の命を受けて、文学館において取り扱う行事参加料等及び複写機等の利用料の収納
市民文化スポーツ局文学館事務局	企画係	出納員の命を受けて、文学館において取り扱う行事参加料等及び複写機等の利用料の収納
市民文化スポーツ局漫画ミュージアム事務局	庶務係	出納員の命を受けて、漫画ミュージアムにおいて取り扱う行事参加料等の収納
市民文化スポーツ局漫画ミュージアム事務局	企画係	出納員の命を受けて、漫画ミュージアムにおいて取り扱う行事参加料等の収納
市民文化スポーツ局文化部文化企画課	施設係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う芸術文化施設における雑入の収納
保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課	管理係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料、手数料等の収納
保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課	障害者福祉係	出納員の命を受けて、障害福祉センターにおいて取り扱う講習会参加者負担金の収納
保健福祉局総務部認知症支援・介護予防センター	地域活動推進係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う負担金の収納
保健福祉局総務部認知症支援・介護予防センター	情報・調整係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う負担金の収納
保健福祉局地域福祉部介護保険課	事業者支援係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う研修事業の受講料の収納
保健福祉局健康医療部地域医療課	地域医療係	出納員の命を受けて、藍島診療所及び馬島診療所において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉局健康医療部夜間・休日急患センター	夜間・休日急患センター	出納員の命を受けて、夜間・休日急患センターにおいて取り扱う使

		用料、手数料等の収納
保健福祉局保健衛生部保健衛生課	東部斎場	出納員の命を受けて、東部斎場において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉局保健衛生部保健衛生課	西部斎場	出納員の命を受けて、西部斎場において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉局保健衛生部動物愛護センター	動物愛護センター	出納員の命を受けて、動物愛護センターにおいて取り扱う畜犬手数料等の収納
保健福祉局保健衛生部医務薬務課	医務係	出納員の命を受けて、医務薬務課、保健予防課及び東部生活衛生課において取り扱う手数料等の収納
保健福祉局保健衛生部東部生活衛生課	環境衛生係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
保健福祉局保健衛生部東部生活衛生課	食品衛生第一係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
保健福祉局保健衛生部東部生活衛生課	食品衛生第二係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
子ども家庭局子育て支援部子育て支援課	家庭支援係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う母子・父子・寡婦福祉資金償還金の収納
子ども家庭局子育て支援部子育て支援課	母子保健係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う講習会参加料等の収納
環境局環境国際経済部環境産業推進課	環境産業政策係	出納員の命を受けて、北九州市エコタウンセンターにおいて取り扱う見学資料代等の収納
環境局循環社会推進部業務課	業務第一係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う一般廃棄物処理手数料の収納
産業経済局雇用・生産性改革推進部中小企業振興課	中小企業係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う各種講座の受講料の収納
産業経済局農林水産部水産課	漁政係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う漁業集落排水事業の貸付金及び分担金の未収金並びに市有財産の売却処分等に伴う入札保証金及び契約保証金の収納
建設局総務部総務課	事業調整係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う書籍販売代金の収納

建設局公園緑地部 公園管理課	企画係	出納員の命を受けて、到津の森公園において取り扱う寄付金の収納
建設局河川部水環境課	河川計画係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う各種講座の受講料の収納
建築都市局都市再生推進部都市再生整備課	管理係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う清算金、督促手数料、延滞金及び財産の差押えに伴う歳計外現金の収納
建築都市局住宅部 住宅管理課	訴訟係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市営住宅使用料、退去時の損害賠償金、市営住宅駐車場使用料、市営住宅退去跡実費修繕費、住宅新築資金等償還金及び目的外使用料の収納
教育委員会事務局 学校支援部学事課	学事係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う奨学資金の貸付けに伴う返還金の収納
教育委員会事務局 学校支援部学事課	就学係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う奨学資金の貸付けに伴う返還金の収納
教育委員会事務局 学校支援部学事課	学校経理係	出納員の命を受けて、当該課において取り扱う奨学資金の貸付けに伴う返還金の収納

## 2 門司区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援課	老松市民センター	区出納員の命を受けて、老松市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	清見市民センター	区出納員の命を受けて、清見市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	小森江東市民センター	区出納員の命を受けて、小森江東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	小森江西市民センター	区出納員の命を受けて、小森江西市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	白野江市民センター	区出納員の命を受けて、白野江市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大里東市民センター	区出納員の命を受けて、大里東市

課	ンター	民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大里南市民センター	区出納員の命を受けて、大里南市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大里柳市民センター	区出納員の命を受けて、大里柳市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	田野浦市民センター	区出納員の命を受けて、田野浦市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	東郷市民センター	区出納員の命を受けて、東郷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	錦町市民センター	区出納員の命を受けて、錦町市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	西門司市民センター	区出納員の命を受けて、西門司市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	萩ヶ丘市民センター	区出納員の命を受けて、萩ヶ丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	藤松市民センター	区出納員の命を受けて、藤松市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	松ヶ江北市民センター	区出納員の命を受けて、松ヶ江北市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	松ヶ江南市民センター	区出納員の命を受けて、松ヶ江南市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	丸山市民センター	区出納員の命を受けて、丸山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
国保年金課	保険係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納
保健福祉課	地域保健係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	高齢者・障害	区出納員の命を受けて、当該課に

	者相談係	において取り扱う介護保険料並びに使用料及び手数料の収納
保健福祉課	新門司保育所	区出納員の命を受けて、新門司保育所において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	吉野保育所	区出納員の命を受けて、吉野保育所において取り扱う保育料の収納
保護課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
松ヶ江出張所	松ヶ江出張所	区出納員の命を受けて、松ヶ江出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
大里出張所	大里出張所	区出納員の命を受けて、大里出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
東部市税事務所門司税務課	市民税係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
新門司地域交流センター	新門司地域交流センター	区出納員の命を受けて、新門司地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
新門司環境センター	庶務係	区出納員の命を受けて、新門司環境センターにおいて取り扱う一般廃棄物処理手数料の収納
港湾空港局港営部港営課	海務・情報係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う港湾施設使用料の収納
港湾空港局港営部港営課	門司業務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う港湾施設使用料の収納
港湾空港局港営部港営課	小倉業務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う港湾施設使用料の収納
港湾空港局港営部港営課	洞海業務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う港湾施設使用料の収納
門司消防署予防課	庶務係	区出納員の命を受けて、門司消防署において取り扱う消防手数料等の収納

### 3 小倉北区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入
-------	-----	--------------------------------

		の収納
総務企画課	選挙統計係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う税外収入の収納
コミュニティ支援課	コミュニティ支援係	区出納員の命を受けて、市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	足原市民センター	区出納員の命を受けて、足原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	足立市民センター	区出納員の命を受けて、足立市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	泉台市民センター	区出納員の命を受けて、泉台市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	到津市民センター	区出納員の命を受けて、到津市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	井堀市民センター	区出納員の命を受けて、井堀市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	今町市民センター	区出納員の命を受けて、今町市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	北小倉市民センター	区出納員の命を受けて、北小倉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	貴船市民センター	区出納員の命を受けて、貴船市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	清水市民センター	区出納員の命を受けて、清水市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	霧丘市民センター	区出納員の命を受けて、霧丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	小倉中央市民センター	区出納員の命を受けて、小倉中央市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	桜丘市民センター	区出納員の命を受けて、桜丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	三郎丸市民センター	区出納員の命を受けて、三郎丸市民センターにおいて取り扱う複写

		機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	寿山市民センター	区出納員の命を受けて、寿山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	富野市民センター	区出納員の命を受けて、富野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	中井市民センター	区出納員の命を受けて、中井市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	中島市民センター	区出納員の命を受けて、中島市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	西小倉市民センター	区出納員の命を受けて、西小倉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	日明市民センター	区出納員の命を受けて、日明市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	南丘市民センター	区出納員の命を受けて、南丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	南小倉市民センター	区出納員の命を受けて、南小倉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	足立青少年の家	区出納員の命を受けて、足立青少年の家において取り扱う使用料の収納
市民課	小倉行政サービスコーナー	区出納員の命を受けて、小倉行政サービスコーナーにおいて取り扱う手数料の収納
国保年金課	保険料係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納
保健福祉課	地域保健第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	今町保育所	区出納員の命を受けて、今町保育所において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	下富野保育所	区出納員の命を受けて、下富野保

		育所において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	白銀保育所	区出納員の命を受けて、白銀保育所において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	東篠崎保育所	区出納員の命を受けて、東篠崎保育所において取り扱う保育料の収納
保護第一課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
東部市税事務所市民税課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う原動機付自転車等標識弁償金の収納
東部市税事務所納税課	納税第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
東部市税事務所納税課	納税第二係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
東部市税事務所納税課	納税第三係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
東部市税事務所納税課	特別滞納調査係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
下富野地域交流センター	下富野地域交流センター	区出納員の命を受けて、下富野地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
貴船地域交流センター	貴船地域交流センター	区出納員の命を受けて、貴船地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
山田地域交流センター	山田地域交流センター	区出納員の命を受けて、山田地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
食肉センター	管理係	区出納員の命を受けて、食肉センターにおいて取り扱う使用料及び手数料の収納
日明環境センター	生活環境係	区出納員の命を受けて、日明環境センターにおいて取り扱う一般廃棄物処理手数料の収納
小倉北消防署予防課	庶務係	区出納員の命を受けて、小倉北消防署において取り扱う消防手数料等の収納

生涯学習総合センター管理運営課	庶務係	区出納員の命を受けて、生涯学習総合センターにおいて取り扱う受講料及び複写料等の雑入の収納
生涯学習総合センター管理運営課	門司生涯学習センター	区出納員の命を受けて、門司生涯学習センターにおいて取り扱う複写料等の雑入の収納
生涯学習総合センター管理運営課	小倉南生涯学習センター	区出納員の命を受けて、小倉南生涯学習センターにおいて取り扱う複写料等の雑入の収納
生涯学習総合センター管理運営課	小倉南生涯学習センター北方分館	区出納員の命を受けて、小倉南生涯学習センター北方分館において取り扱う複写料等の雑入の収納
生涯学習総合センター管理運営課	若松生涯学習センター	区出納員の命を受けて、若松生涯学習センターにおいて取り扱う複写料等の雑入の収納
生涯学習総合センター管理運営課	八幡東生涯学習センター	区出納員の命を受けて、八幡東生涯学習センターにおいて取り扱う複写料等の雑入の収納
生涯学習総合センター管理運営課	戸畑生涯学習センター	区出納員の命を受けて、戸畑生涯学習センターにおいて取り扱う複写料等の雑入の収納

#### 4 小倉南区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
総務企画課	選挙統計係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援課	長行市民センター	区出納員の命を受けて、長行市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	企救丘市民センター	区出納員の命を受けて、企救丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	北方市民センター	区出納員の命を受けて、北方市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	朽網市民センター	区出納員の命を受けて、朽網市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	葛原市民センター	区出納員の命を受けて、葛原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	広徳市民セン	区出納員の命を受けて、広徳市民

課	ター	センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	志井市民センター	区出納員の命を受けて、志井市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	城野市民センター	区出納員の命を受けて、城野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	曾根市民センター	区出納員の命を受けて、曾根市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	曾根東市民センター	区出納員の命を受けて、曾根東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	高蔵市民センター	区出納員の命を受けて、高蔵市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	田原市民センター	区出納員の命を受けて、田原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	徳力市民センター	区出納員の命を受けて、徳力市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	長尾市民センター	区出納員の命を受けて、長尾市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	貫市民センター	区出納員の命を受けて、貫市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	沼市民センター	区出納員の命を受けて、沼市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	東朽網市民センター	区出納員の命を受けて、東朽網市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	東谷市民センター	区出納員の命を受けて、東谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	守恒市民センター	区出納員の命を受けて、守恒市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	湯川市民センター	区出納員の命を受けて、湯川市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納

コミュニティ支援課	横代市民センター	区出納員の命を受けて、横代市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	吉田市民センター	区出納員の命を受けて、吉田市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	両谷市民センター	区出納員の命を受けて、両谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	若園市民センター	区出納員の命を受けて、若園市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
国保年金課	保険料係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納
保健福祉課	地域保健第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	徳力保育所	区出納員の命を受けて、徳力保育所において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	徳吉保育所	区出納員の命を受けて、徳吉保育所において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	蟻田保育所	区出納員の命を受けて、蟻田保育所において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	貫保育所	区出納員の命を受けて、貫保育所において取り扱う保育料の収納
保護課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
曾根出張所	曾根出張所	区出納員の命を受けて、曾根出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
両谷出張所	両谷出張所	区出納員の命を受けて、両谷出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
東谷出張所	東谷出張所	区出納員の命を受けて、東谷出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
東部市税事務所小倉南税務課	市民税係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付

		随する税外収入の収納
北方地域交流センター	北方地域交流センター	区出納員の命を受けて、北方地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
徳力地域交流センター	徳力地域交流センター	区出納員の命を受けて、徳力地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
蜷田地域交流センター	蜷田地域交流センター	区出納員の命を受けて、蜷田地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
総合農事センター	園芸係	区出納員の命を受けて、総合農事センターにおいて取り扱う生産物販売代金及び使用料の収納
小倉南消防署予防課	庶務係	区出納員の命を受けて、小倉南消防署において取り扱う消防手数料等の収納

5 若松区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援課	青葉市民センター	区出納員の命を受けて、青葉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	赤崎市民センター	区出納員の命を受けて、赤崎市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	島郷市民センター	区出納員の命を受けて、島郷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	修多羅市民センター	区出納員の命を受けて、修多羅市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	高須市民センター	区出納員の命を受けて、高須市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	ひびきの市民センター	区出納員の命を受けて、ひびきの市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	深町市民センター	区出納員の命を受けて、深町市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	藤ノ木市民センター	区出納員の命を受けて、藤ノ木市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納

コミュニティ支援課	二島市民センター	区出納員の命を受けて、二島市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	古前市民センター	区出納員の命を受けて、古前市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	若松中央市民センター	区出納員の命を受けて、若松中央市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
国保年金課	保険係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納
保健福祉課	地域保健係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	畑保育所	区出納員の命を受けて、畑保育所において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	若松コスモス保育所	区出納員の命を受けて、若松コスモス保育所において取り扱う保育料の収納
保護課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
島郷出張所	島郷出張所	区出納員の命を受けて、島郷出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
西部市税事務所若松税務課	市民税係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納

6 八幡東区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援課	祝町市民センター	区出納員の命を受けて、祝町市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	枝光市民センター	区出納員の命を受けて、枝光市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	枝光北市民セ	区出納員の命を受けて、枝光北市民

課	ンター	民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	枝光南市民センター	区出納員の命を受けて、枝光南市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大蔵市民センター	区出納員の命を受けて、大蔵市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	尾倉市民センター	区出納員の命を受けて、尾倉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	高槻市民センター	区出納員の命を受けて、高槻市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	高見市民センター	区出納員の命を受けて、高見市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	槻田市民センター	区出納員の命を受けて、槻田市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	平野市民センター	区出納員の命を受けて、平野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	前田市民センター	区出納員の命を受けて、前田市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	八幡大谷市民センター	区出納員の命を受けて、八幡大谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
国保年金課	保険係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納
保健福祉課	地域保健係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	堂山保育所	区出納員の命を受けて、堂山保育所において取り扱う保育料の収納
保護課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納

西部市税事務所八幡東税務課	市民税係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
児童文化科学館	児童文化科学館	区出納員の命を受けて、児童文化科学館において取り扱う入場料、使用料等の収納
児童文化科学館	こども文化会館	区出納員の命を受けて、こども文化会館において取り扱う使用料等の収納
八幡東消防署予防課	庶務係	区出納員の命を受けて、八幡東消防署において取り扱う消防手数料等の収納
自然史・歴史博物館普及課	普及係	区出納員の命を受けて、自然史・歴史博物館において取り扱う行事参加料等の収納
高等理容美容学校	高等理容美容学校	区出納員の命を受けて、高等理容美容学校において取り扱う入学料、授業料及び実習費等の収納

7 八幡西区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援課	青山市民センター	区出納員の命を受けて、青山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	赤坂市民センター	区出納員の命を受けて、赤坂市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	浅川市民センター	区出納員の命を受けて、浅川市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	穴生市民センター	区出納員の命を受けて、穴生市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	池田市民センター	区出納員の命を受けて、池田市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	医生丘市民センター	区出納員の命を受けて、医生丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	永犬丸市民センター	区出納員の命を受けて、永犬丸市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	永犬丸西市民	区出納員の命を受けて、永犬丸西

課	センター	市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大原市民センター	区出納員の命を受けて、大原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	折尾西市民センター	区出納員の命を受けて、折尾西市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	折尾東市民センター	区出納員の命を受けて、折尾東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	香月市民センター	区出納員の命を受けて、香月市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	楠橋市民センター	区出納員の命を受けて、楠橋市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	熊西市民センター	区出納員の命を受けて、熊西市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	黒畑市民センター	区出納員の命を受けて、黒畑市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	黒崎市民センター	区出納員の命を受けて、黒崎市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	上津役市民センター	区出納員の命を受けて、上津役市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	木屋瀬市民センター	区出納員の命を受けて、木屋瀬市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	陣原市民センター	区出納員の命を受けて、陣原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	陣山市民センター	区出納員の命を受けて、陣山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	竹末市民センター	区出納員の命を受けて、竹末市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	千代市民センター	区出納員の命を受けて、千代市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納

コミュニティ支援課	筒井市民センター	区出納員の命を受けて、筒井市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	塔野市民センター	区出納員の命を受けて、塔野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	中尾市民センター	区出納員の命を受けて、中尾市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	鳴水市民センター	区出納員の命を受けて、鳴水市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	則松市民センター	区出納員の命を受けて、則松市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	引野市民センター	区出納員の命を受けて、引野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	星ヶ丘市民センター	区出納員の命を受けて、星ヶ丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	本城市民センター	区出納員の命を受けて、本城市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	光貞市民センター	区出納員の命を受けて、光貞市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	八見市民センター	区出納員の命を受けて、八見市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	八枝市民センター	区出納員の命を受けて、八枝市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	畑キャンプセンター	区出納員の命を受けて、畑キャンプセンターにおいて取り扱う使用料の収納
市民課	黒崎行政サービスコーナー	区出納員の命を受けて、黒崎行政サービスコーナーにおいて取り扱う手数料の収納
国保年金課	保険料係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料の収納

保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	折尾保育所	区出納員の命を受けて、折尾保育所において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	黒崎保育所	区出納員の命を受けて、黒崎保育所において取り扱う保育料の収納
保護第一課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
折尾出張所	折尾出張所	区出納員の命を受けて、折尾出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
上津役出張所	上津役出張所	区出納員の命を受けて、上津役出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
八幡南出張所	八幡南出張所	区出納員の命を受けて、八幡南出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納
西部市税事務所市民税課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う原動機付自転車等標識弁償金の収納
西部市税事務所納税課	納税第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
西部市税事務所納税課	納税第二係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
西部市税事務所納税課	納税第三係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
西部市税事務所納税課	特別滞納調査係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納
市民文化スポーツ局市民活動推進課	市民活動推進係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う書籍売上金等の収納
第2夜間・休日急患センター	第2夜間・休日急患センター	区出納員の命を受けて、第2夜間・休日急患センターにおいて取り扱う使用料、手数料等の収納
楠橋地域交流センター	楠橋地域交流センター	区出納員の命を受けて、楠橋地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納
木屋瀬地域交流センター	木屋瀬地域交流センター	区出納員の命を受けて、木屋瀬地域交流センターにおいて取り扱う

		使用料及び複写機等の利用料の収納
保健福祉局保健衛生部西部生活衛生課	環境衛生係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
保健福祉局保健衛生部西部生活衛生課	食品衛生第一係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
保健福祉局保健衛生部西部生活衛生課	食品衛生第二係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
皇后崎環境センター	地域環境第一係	区出納員の命を受けて、皇后崎環境センターにおいて取り扱う一般廃棄物処理手数料の収納
建築都市局折尾総合整備事務所区画整理事業課	事業係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納
八幡西生涯学習総合センター	運営係	区出納員の命を受けて、八幡西生涯学習総合センターにおいて取り扱う受講料及び複写料等の雑入の収納
八幡西消防署予防課	庶務係	区出納員の命を受けて、八幡西消防署において取り扱う消防手数料等の収納

8 戸畑区

総務企画課	庶務係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納
コミュニティ支援課	浅生市民センター	区出納員の命を受けて、浅生市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	一枝市民センター	区出納員の命を受けて、一枝市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	大谷市民センター	区出納員の命を受けて、大谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	鞆ヶ谷市民センター	区出納員の命を受けて、鞆ヶ谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	沢見市民センター	区出納員の命を受けて、沢見市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	三六市民セン	区出納員の命を受けて、三六市民

課	ター	センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	天籟寺市民センター	区出納員の命を受けて、天籟寺市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	中原市民センター	区出納員の命を受けて、中原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	西戸畑市民センター	区出納員の命を受けて、西戸畑市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	東戸畑市民センター	区出納員の命を受けて、東戸畑市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	牧山市民センター	区出納員の命を受けて、牧山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
コミュニティ支援課	牧山東市民センター	区出納員の命を受けて、牧山東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納
国保年金課	保険係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納
保健福祉課	地域保健係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納
保健福祉課	子ども・家庭相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	高齢者・障害者相談係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納
保健福祉課	天籟寺保育所	区出納員の命を受けて、天籟寺保育所において取り扱う保育料の収納
保健福祉課	西戸畑保育所	区出納員の命を受けて、西戸畑保育所において取り扱う保育料の収納
保護課	管理係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納
消費生活センター	計量検査所	区出納員の命を受けて、計量検査所において取り扱う手数料の収納
西部市税事務所戸畑税務課	市民税係	区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納

夜宮青少年センター	夜宮青少年センター	区出納員の命を受けて、夜宮青少年センターにおいて取り扱う使用料の収納
子ども総合センター	庶務係	区出納員の命を受けて、子ども総合センターにおいて取り扱う措置負担金の収納
戸畑消防署予防課	庶務係	区出納員の命を受けて、戸畑消防署において取り扱う消防手数料等の収納
戸畑高等専修学校	戸畑高等専修学校	区出納員の命を受けて、戸畑高等専修学校において取り扱う入学料、授業料及び手数料の収納
北九州市立高等学校	北九州市立高等学校	区出納員の命を受けて、北九州市立高等学校において取り扱う入学料、授業料及び手数料の収納
渡船事業所	渡船事業所	区出納員の命を受けて、渡船事業所において取り扱う手数料等の収納

北九州市公告第 2 1 8 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 1 年 4 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
平成 3 1 年度団体内統合宛名システム運用・保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市総務局情報政策部情報政策課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成 3 1 年 3 月 2 6 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
富士通株式会社九州支社  
福岡市博多区東比恵三丁目 1 番 2 号
- 5 契約金額  
3, 2 9 6 万 4 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

## 北九州市公告第219号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

白灯油（6月分） 31キロリットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期間 平成31年6月1日から同月30日まで

#### (4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市小倉北区西港町96番地の2 日明工場

ウ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

#### (5) 今後納入が予定される数量及び入札公告時期

ア 42キロリットル 平成31年5月頃

イ 31キロリットル 平成31年6月頃

ウ 32キロリットル 平成31年7月頃

エ 30キロリットル 平成31年8月頃

オ 39キロリットル 平成31年9月頃

カ 35キロリットル 平成31年10月頃

キ 15キロリットル 平成31年11月頃

ク 48キロリットル 平成31年12月頃

ケ 35キロリットル 平成32年1月頃

#### (6) 最初の契約に係る入札公告日 平成31年2月6日

#### (7) 入札方法 1キロリットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

## 2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

## 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成31年5月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに同月1日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

## 5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から平成31年5月24日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成31年5月8日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成31年5月8日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成31年5月16日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月24日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成31年5月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成31年5月24日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

( 1 ) Product and Quantity

Purchase of White Kerosene

Forecasted Quantity : 31KL

( 2 ) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m. , May 24, 2019

For tenders submitted by mail :

5:00p.m. , May 23, 2019

( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

## 北九州市公告第220号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

軽油（軽油引取税免税・6月分） 3万4,600リットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期間 平成31年6月1日から同月30日まで

#### (4) 納入場所 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（藍島～小倉航路小倉 棧橋） こくら丸又は代船

#### (5) 今後納入が予定される数量及び入札公告時期

ア 3万5,500リットル 平成31年5月頃

イ 3万8,000リットル 平成31年6月頃

ウ 3万1,300リットル 平成31年7月頃

エ 3万2,800リットル 平成31年8月頃

オ 3万5,100リットル 平成31年9月頃

カ 3万3,100リットル 平成31年10月頃

キ 2万9,600リットル 平成31年11月頃

ク 2万9,900リットル 平成31年12月頃

ケ 2万5,100リットル 平成32年1月頃

#### (6) 最初の契約に係る入札公告日 平成31年2月6日

#### (7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

#### (8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

## 2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

## 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成31年5月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに同月1日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

## 5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課
  - イ 日時 公告の日から平成31年5月24日まで（日曜日等を除く。）  
の毎日午前9時から午後4時30分まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成31年5月8日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成31年5月8日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成31年5月16日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月24日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成31年5月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成31年5月24日午後2時10分

## 6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

## 7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Gas oil

Forecasted Quantity : 34,600L

( 2 ) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m. , May 24, 2019

For tenders submitted by mail :

5:00p.m. , May 23, 2019

( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

## 北九州市公告第221号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年4月17日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び数量

家庭ごみ及び資源化物収集用指定袋 1, 225万枚

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期限 平成31年9月30日

#### (4) 納入場所 市の指示する場所

#### (5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

ア 1, 180万枚 平成31年6月頃

イ 1, 155万枚 平成31年8月頃

ウ 1, 155万枚 平成31年10月頃

#### (6) 最初の契約に係る入札公告日 平成30年11月22日

#### (7) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

#### (8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

### 2 電子入札に関する事項

#### (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-

2 (2) に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告の日前2年間に、国、地方公共団体等の官公庁（外国の官公庁を含む。）又は北九州市における外郭団体と同様の団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（1年間ににおける納入数量の合計が816万枚以上であるものに限る。）があること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成31年5月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに同月1日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から平成31年5月24日まで（日曜日等を除く。）  
の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。た

だし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成31年5月8日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成31年5月8日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成31年5月16日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月24日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成31年5月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成31年5月24日午後2時10分

## 6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

## 7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Clear plastic bag for household garbage and resource recovery

Quantity: 12,250,000 sheets

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., May 24, 2019

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., May 23, 2019

( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,  
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第 2 2 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 3 1 年 4 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量  
児童生徒用机及び椅子 一式（机 9 0 0 台及び椅子 9 0 0 脚）
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 3 1 年 3 月 1 2 日
- 4 落札者の名称及び住所  
有限会社富士事務機  
北九州市小倉北区若富士町 1 番 1 0 号
- 5 落札金額  
6 7 5 万 5 , 4 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成 3 1 年 1 月 3 0 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第2号

地方独立行政法人北九州市立病院機構が保有する財産を一般競争入札により売り払うので、地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年4月17日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋一

1 売払物件及び数量

(1) 売払物件

血管造影撮影装置 Allura FD 20 / 20

(2) 数量

1台

2 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院事務局管理課

(2) 日時

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成31年4月22日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

3 入札の要領及び競争参加の申込書を交付する場所及び日時

(1) 場所

北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院事務局管理課

(2) 日時

公告日から平成31年4月22日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

4 入札の参加申込みを受け付ける場所及び日時

(1) 場所

北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院事務局管理課

(2) 日時

公告日から平成31年4月22日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 平成31年5月10日 午前10時

(2) 郵送による場合の入札書の提出期限 前項第1号の場所に書留郵便により、平成31年5月9日午前12時までに必着のこと。

(3) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(4) 入札及び開札の場所

北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院小会議室3

## 6 入札に参加できる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の申立て

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項に規定する高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可を受けた者であること。

## 7 入札保証金

入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程第4条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## 8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

(2) 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

(3) 契約規程第9条第1項各号のいずれかに該当する入札

## 9 入札の中止

特別な事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けて

も、北九州市立病院機構は、補償の責めを負わない。

10 入札等に係る問合せ先

北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院事務局管理課

電話 093-662-6565